

福祉 暮らしをサポートします

佐賀市多機関協働による重層的支援体制整備事業

佐賀市福祉まるごと相談窓口



佐賀市福祉まるごと相談窓口とは？

- ◎どこに相談してよいのか分からない
- ◎問題が多くて整理できない
- ◎家族で複数の問題を抱えている など

なんでもまるっ！と
ご相談ください。

「佐賀市福祉まるごと相談窓口」では、相談員が、それぞれの世帯が抱える問題を整理し、いろいろな専門機関などと連携しながら、「まるごと」受け止め、解決に向けたお手伝いをします。

例えば・・・福祉に関する難しい問題を抱えている

高齢

例えば・・・介護が必要な高齢の親と、ひきこもり状態の子どもが同居している世帯

子育て

例えば・・・親の介護と、子どもの世話などを同時に抱えている世帯

障がい・難病

例えば・・・難病や病気・障がいなどにより、就労や生活に不安を抱えている世帯

地域課題

例えば・・・ひきこもりなどで近所と付き合いがなく心配な世帯ごみ屋敷などの問題を抱えている世帯

生活困窮

例えば・・・就労することが困難なひとり親の世帯何らかの問題を抱え、生活が苦しい世帯

その他・・・

例えば・・・年齢などの条件によって、公的なサービスが受けられずに悩んでいる世帯

以上のような問題などを、福祉まるごと相談窓口の相談員が解決に向けたお手伝いをします。

お問い合わせは

佐賀市福祉まるごと相談窓口

開設時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00(土・日、祝日、年末年始はお休みです)

窓口場所 〒840-8501 佐賀市栄町1-1
佐賀市役所 1階14番窓口

専用電話 0952-40-7247 **FAX** 0952-40-7393

e-mail suishinin@city.saga.lg.jp

死亡後の福祉に関する手続きをワンストップで行える窓口です

福祉おくやみ窓口



- ◆ 保険年金課の各係(後期高齢者医療、国民年金、国民健康保険給付)、障がい福祉課、高齢福祉課(介護保険等)で行っている死亡に伴う手続きを一括して受け付ける「福祉おくやみ窓口」を保険年金課内に開設しています。
- ◆ 事前に予約していただくことで、申請書記載の軽減や手続き時間の短縮が図られます。

受付の流れ

まずはwebサイトまたはお電話で予約をお願いします。

お約束の時間に21番窓口横の発券機で「福祉おくやみ窓口」ボタンを押し、番号札をお取りください。

取り扱う業務

- ・福祉に関する各種証書等の返却受付業務
- ・葬祭費支給申請手続きに関する業務
- ・相続人代表申立てに関する業務
- ・年金の未支給請求・死亡一時金請求に関する業務
- ・死亡に関する福祉関係申請書の作成業務等



お問い合わせは


佐賀市福祉おくやみ窓口

開設時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00(土・日、祝日、年末年始はお休みです)

窓口場所 〒840-8501 佐賀市栄町1-1
佐賀市役所 1階15・16番窓口<西側玄関北>

予約電話 0952-40-7274 保険年金課 後期高齢者医療係
0952-40-7275 保険年金課 国民年金係

e-mail hoken@city.saga.lg.jp



介護保険制度



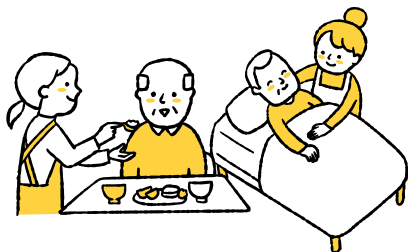
介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護が必要な方の希望を尊重した総合的なサービスが受けられます。

介護サービスの対象者と保険料

40歳以上のみなさん(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護認定を申請します
- サービスを利用し、利用料を納めます



第1号被保険者 65歳以上の方

日常生活での基本動作について常に介護を必要とする状態(要介護状態)にある人や、常時介護を必要としないが、日常生活を営む上で支援が必要な状態(要支援状態)にある方。

保険料 所得に応じた額になります。

納付 年金が年額18万円以上の方
年金の定期支払(年6回)の際に天引きされます。

納付 年金が年額18万円未満の方
納付書または口座振替によって佐賀中部広域連合に支払います。

第2号被保険者 40歳~64歳の方

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(特定疾患)により介護が必要な状態にある方。

保険料 加入している医療保険によって異なり、その額は、それぞれ加入している医療保険の算定方法により決まります。

納付 保険料は、現在支払っている医療保険料と一括して支払います。

要介護認定の申請

⚠ 介護サービスを利用するためには、介護や支援が必要であると認定されることが必要です。

申請
受付

佐賀中部広域連合、
本庁高齢福祉課

必要
書類

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- マイナポータルの「医療保険の資格情報画面」、医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のいずれか1つ(第2号被保険者の場合)
- 通知カードまたはマイナンバーカード 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

介護サービスなどの主な内容

自宅で利用する

- 訪問介護【訪問型サービス】
- 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)
- 訪問看護(介護予防訪問看護)
- 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
- 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

施設を利用する

- 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)
- 通所介護【通所型サービス】
- 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)
- 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)
- 特定施設入居者生活介護

居宅での暮らしを支える

- 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)
- 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)
- 住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※要介護3~5
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)※要支援2以上
- 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※要介護3~5

※()内は介護予防サービス、[]内は介護予防・日常生活支援総合事業の名称。要支援の認定を受けた方及び事業対象者の方が対象

お問い合わせは

佐賀中部広域連合 ☎40-1111 FAX 40-1165 高齢福祉課 地域包括支援係☎40-7284 FAX 40-7393

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度への加入について

75歳以上の方(一定の障がいのある65歳から74歳までの方で希望される方を含む)は、後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、国民健康保険や被用者保険から離脱して佐賀県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入することとなります。

後期高齢者医療制度で受けられる給付

医療機関等でマイナ保険証や資格確認書を提示して診療を受けたとき、外来、入院ともにかかった医療費の1割、2割、3割(所得に応じる)を自己負担し、残りは後期高齢者医療制度で負担します。

種類	給付の対象	給付の内容	必要なもの
療養費	やむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたとき	申請により、広域連合での審査を経て、自己負担額を除いた額を払い戻し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード等) 診療報酬明細書(レセプト) 領収書 被保険者名義の通帳
	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったとき		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード等) 医師の診断書(意見書)および装着証明書 領収書、見積書、請求書 被保険者名義の通帳
高額療養費	同じ月内に支払った医療費の自己負担額を合算して、自己負担限度額(所得区分によって設定されます)を超えたとき	申請により、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給(該当者へ申請書を送付)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード等) 被保険者名義の通帳
葬祭費	被保険者が死亡したとき	葬祭執行者へ3万円	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード等) 葬祭執行者名義の通帳 葬祭を行ったことがわかるもの ※福祉おくやみ窓口で受付

※振込先を変更する場合、委任状が必要

医療機関等での医療費支払額が高額になりそうな場合

「マイナ保険証」や「限度区分が併記された資格確認書」を事前に医療機関等に提示することで、請求額が自己負担限度額までとなります。市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。資格確認書への限度区分併記を希望する場合は、申請が必要ですのでお問い合わせください。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度へ加入されている方は、保険料の納付が必要です。納付方法は、特別徴収(年金天引き)又は普通徴収(納付書払い又は口座振替)のいずれかになります。普通徴収の方は、保険料が自動的に口座から引き落とされる口座振替がおすすめです。口座振替の申し込みは、取り扱いしている市内金融機関窓口や本庁保険年金課、各支所市民サービスグループで受付しているほか、Web口座振替受付サービスも行っています。

お問い合わせは

保険年金課 後期高齢者医療係 ☎40-7274 FAX 40-7390

高齢者のために



高齢者福祉サービス

メニュー	対象	内容	利用料等
緊急通報システム	おおむね65歳以上の身体が虚弱な高齢者世帯、または日中独居の高齢者や身体障害者手帳1,2級の方	急病や発作に見舞われたときに、簡単な操作で消防局等に直接通報できるシステムです。	緊急通報装置のレンタル料
シルバーバス券購入助成	70歳以上の方	市営バス路線及び昭和バス路線で1回乗車につき100円で利用できる「シルバーバス券」の購入費の一部を助成します。	購入者負担金 ・市営バス:1,000円 ・昭和バス:2,000円
安否確認サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯で安否確認が必要な方	委託業者が定期的に居宅に訪問し、安否確認を行います。	・訪問のみ:1回120円 ・弁当あり:弁当の値段から150円を差し引いた金額
軽度生活援助サービス	おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない虚弱な方	援助員が訪問し、簡易な援助を行います。	30分あたり50円 ※利用時間は最低1時間から ※1回1~2時間、1週あたり上限4時間
紙おむつ支給	在宅で生活するおおむね65歳以上の方で、要介護3,4または5の認定を持つ方※要介護者が市県民税非課税世帯に限ります。	紙おむつおよび尿取りパッドを現物で配達します。	無料 ※1月あたり上限額:7,650円
あん摩・はり・きゅう等施術券	65歳以上の方	あん摩・はり・きゅう等の施術に対して費用の一部を助成します。※佐賀市が指定した施術業者で利用できます。	1回につき1,000円を助成する施術券を交付 ※年度内30回まで
寝具洗濯乾燥消毒サービス	おおむね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1,2級の方などで寝具の衛生管理が困難な方※市県民税が非課税の世帯に限ります。	寝具類の洗濯、乾燥、消毒のサービスを行います。	無料※年2回

お問い合わせは

高齢福祉課 長寿推進係 ☎40-7253 FAX 40-7393

障がい者福祉



障がい者福祉

心身に障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つことによって、各種の障がい者福祉サービスが受けられます。※手帳の等級、障がいの内容、所得制限等により受けられない障がい者福祉サービスもあります。

重度心身障害者医療費の助成

身体障害者手帳1、2級をお持ちの方、療育手帳のA判定をお持ちの方又は身体障害者手帳3級かつ療育手帳をお持ちでIQ50以下の方の、医療費本人負担分(保険診療分のみ。入院時食事療養費を除く。)から月額500円及び高額療養費等を除いた額が助成されます。

特別児童扶養手当の支給

20歳未満であって中度以上の障がいのある在宅の児童を養育している方に支給されます。

障害児福祉手当、特別障害者手当の支給

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい児・者に支給されます。

自立支援医療費(更生医療・育成医療)の給付

身体に障がいを有する18歳未満の児童及び18歳以上の身体障害者手帳所有者に対し、その障がいを軽くしたり進行を防ぐことが可能な場合(心臓手術、血液透析など)に医療費が給付されます。

福祉タクシー利用助成

視覚、肢体(上肢・下肢・体幹)、内部、知的、精神障がいの重度心身障がい者に対しタクシー利用助成券が交付されます。

補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方に必要な補装具の費用の一部が支給されます。

お問い合わせは

障がい福祉課 障がい総務係 ☎40-7251 FAX 40-7379
e-mail : shogaifukushi@city.saga.lg.jp

自立支援医療費(精神通院医療)の給付

精神疾患の治療のために通院されている方に対し、医療費の自己負担額を原則1割とします。(所得に応じて上限額あり)

お問い合わせは

障がい福祉課 生活支援一係
☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail : shogaifukushi@city.saga.lg.jp



障がい福祉サービス

障がいのある方が必要とするサービスを受けることができます。居宅介護、短期入所、グループホーム等、および障害児通所支援(放課後等デイサービス等)

移動支援

屋外での移動が困難な障がい児・者にヘルパーを派遣して、外出のための支援を行います。

日常生活用具の給付

在宅の障がい児・者等に日常生活を容易にするために日常生活用具が給付されます。

日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所等において、障がい児・者に活動の場を提供し、家族の就労支援や介護の一時的な負担軽減を図ります。

佐賀地区障がい者総合相談窓口

障がい者やその家族等からの各種相談に応じ、それに必要な情報の提供や助言を行うため市が委託している事業所です。



長光園障害者支援センター

連絡先 : TEL:27-9828 FAX:27-1061 E-mail:sagamado@blue.ocn.ne.jp
開設時間:午前8時30分～午後5時30分まで(土曜・日曜・お盆・年末年始を除く)
所在地 : 兵庫南二丁目16番38号

ぷらっと

連絡先 : TEL:34-4866 FAX:34-4867 E-mail:puratarou@nifty.com
開設時間:午前10時～午後7時
(火曜は午後5時まで、第1・第3・第4土曜と第2日曜・年末年始を除く)
所在地 : 兵庫北三丁目8番36号 ほほえみ館3F

さくら

連絡先 : TEL:97-8016 FAX:32-3469 E-mail:sakura@koono.or.jp
開設時間:午前8時30分～午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始を除く)
所在地 : 神園三丁目18番45号 神野病院内

お問い合わせは

障がい福祉課 生活支援一・二係 ☎40-7255 FAX 40-7379
e-mail : shogaifukushi@city.saga.lg.jp

生活福祉



生活保護

生活保護の申請は国民の権利です。病気やケガ、その他の理由で収入が無くなったり、少なくなったりしたことで、生活を維持することが困難になった方のために、生活保護制度があります。これは健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自分の力で生活できるようになるための手助けする制度で、国が定めた基準に基づいて、生活費や医療費等を援助するものです。生活保護を受けるためには、資産、能力や活用できる制度をすべて活用することが必要ですが、生活に困ったときには、まずはお住まいの地区の民生委員、本庁生活福祉課へご相談ください。

お問い合わせは
生活福祉課 保護一～四係 ☎40-7259、7261～7263 FAX 24-2866

住居確保給付金

失業などにより生活が困窮し、住居を喪失している方、または喪失するおそれのある方を対象として、就職に向けた支援を行うとともに、家賃額を支給する家賃補助と、家賃が安い住宅へ転居することで家計改善が見込まれる方に、転居のための初期費用の補助を行う転居費用補助を行っています。詳細については、本庁生活福祉課へご相談ください。

生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立を支援するため、「佐賀市生活自立支援センター」を開設して、本人の状態に応じた相談支援や就労促進のための支援、子どもの学習・生活支援等を実施しています。

所在地 : 佐賀市八幡小路2番3号 八幡小路ビル2階
 開設時間 : 午前10時から午後6時まで(土日、祝日、年末年始は閉館)
 委託先 : 特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
 電話番号 : 60-6209

福祉・就労支援

ハローワーク佐賀と協力して本庁1階に「福祉・就労支援コーナー(愛称:えびすワークさがし)」を開設し、主に福祉サービスの対象者に就職の相談や職業紹介を行っています。



家計相談

生活困窮者及び生活保護者を対象に、家計収支の見直しや、借金・滞納などの解決などの相談に応じる「佐賀市家計見直し相談室」を開設しています。

所在地 : 佐賀市白山一丁目2-13 諸永ビル2階
 開設時間 : 午前9時から午後6時まで(土日・年末年始は閉所)
 委託先 : 社会福祉法人グリーンコープ
 電話番号 : 37-0750

お問い合わせは
生活福祉課 福祉・就労支援室 ☎40-7264 FAX 24-2866

健康 健康をサポートします

成人の健康



健康診査

生活習慣病予防等のため、各種健(検)診を実施しています。

●申込先

①佐賀県健康づくり財団 ☎37-3314 ②市の登録医療機関に直接申し込み

※医療機関によって実施する検診項目が異なります。

健(検)診名		対象年齢(実施年度末時点の年齢)
佐賀市国保の特定健診		40歳以上～74歳以下
後期高齢者健康診査		75歳以上(健診日当日)
30代の健診		30歳以上～39歳以下
肺がん検診		40歳以上
結核検診		65歳以上の肺がん検診受診者
胃がん検診	胃部X線検査	40歳以上
	胃内視鏡検査	50,52,54,56,58,60,62,64,66,68歳
大腸がん検診		40歳以上
前立腺がん検診		50歳以上の男性
子宮がん検診		20歳以上の女性
乳がん検診		40歳以上の女性
骨粗しょう症検診		40,45,50,55,60,65,70歳の女性
歯周病検診		20歳以上

健(検)診内容・場所・料金・日程等は、市のホームページ等でご確認ください。

(特定健診は、加入している健康保険組合等で実施方法が異なりますので、詳しくは、各保険者にお問い合わせください。)

●高齢者の定期予防接種・・・県内受託医療機関で実施しています。

・季節性インフルエンザ(65歳以上)、新型コロナ(65歳以上)、肺炎球菌感染症(65歳の者)

※65歳未満の方でも対象となる方がいます。対象者、接種時期等、詳しくは健康づくり課または医療機関へお問い合わせください。

・带状疱疹…対象となる方には、個別に通知を送付しています。詳しくは、健康づくり課または医療機関へお問い合わせください。

お問い合わせは

健康診査：健康づくり課 保健予防一係 ☎40-7281 FAX40-7380

予防接種：健康づくり課 予防接種係 ☎40-7279 FAX40-7380

